

「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン（案）」
に関する意見公募手続の結果について

令和7年10月31日
資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギーシステム課

「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン（案）」について、令和7年9月12日から令和7年10月11日まで意見公募手続を実施しました。

提出意見と提出意見に対する考え方については別紙のとおりです。

ご協力いただき、ありがとうございました。

1. 実施期間
令和7年9月12日（金）～令和7年10月11日（土）
2. 実施方法
電子政府の総合窓口「e-Gov」、郵送、電子メール
3. 提出意見数
4件
4. 提出意見と提出意見に対する考え方
別紙のとおり

提出意見及び提出意見に対する考え方

「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン（案）」
に対する提出意見及び提出意見に対する考え方は以下のとおりです。

	提出意見	提出意見に対する考え方
1	<p>第4章1(1) 情報共有</p> <p>1. 情報連携はメールでの通知のみを推奨とし、各小売事業者のシステムへの入力での需要抑制量の提供は避けるような記載にしていきたい。 フォーマット化が推奨であるため、システムへの入力を求められる小売事業者は変わらずシステム入力を求められると考えている。システム入力はオペレーションとして大きな負荷となるため。</p> <p>2. 対象を類型1②及び類型2②のみではなく、類型1①に関しても特定のフォーマット化をしていただきたい。 類型1①に関しても、小売事業者固有のフォーマットでの報告を要求されるケースがあり、そちらについてもフォーマット化を行わない限りはアグリゲーターの負荷は下がらないと考える。</p> <p>3. GC前だけではなく、ネガワット精算時にアグリゲーターから小売事業者に連絡する実績値のフォーマットについても、フォーマット化を検討いただきたい。 ネガワット精算における小売事業者への実績報告は小売事業者によっては異なるフォーマットでの報告を要求させるケースがあるため、そちらについても</p>	<p>1. 今回の改定では、改定案に記載の通り、「DR実施通知においては、DR発動の開始時刻、終了時刻及び需要抑制量を提供する必要があり、電力広域的運営推進機関の需要抑制計画ファイル(xmlファイル)向け入力支援ツール(エクセルフォーマット)を利用し、メールで通知」することを推奨しています。</p> <p>2. 今回の改定においては、類型②における情報連携を課題と捉え、検討範囲としているため、本ガイドライン改定案のとおりとします。 一方、御指摘の類型①においても、今後必要に応じて改定を検討していきます。</p> <p>3. 各事業者へのヒアリングを踏まえ、容量市場の発動指令電源において、非常に短時間で発動通告を行う場合における情報連携フォーマットが取引毎に異なり、業務負荷となっているという課題に対応する必要性があると判断しました。この結果、今回の改定では、情報連携に係る対応策を提示することとするものであり、今回提示した本ガイドライン改定案のとおりとします。</p>

	<p>フォーマット化を行わない限りはアグリゲーターの負荷は下がらないと考える。</p>	<p>なお、本ガイドラインは、今後の制度検討やエネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス（ERAB）の普及拡大の観点から、必要に応じて改定を検討していきます。</p>
<p>2</p>	<p>1. 容量市場発動指令電源のマニュアルと ERAB ガイドラインにおけるベースライン算定方法に乖離が生じているため、内容を統一するか、あるいは「ERAB ガイドラインを参考としつつ、マニュアル等の市場要件を優先すること」といった但し書きを追記することを検討いただけますでしょうか。</p> <p>参考：</p> <p>ERAB ガイドライン：土曜日・日曜日・祝日 容量市場マニュアル：土曜、日曜および祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）</p> <p>ERAB ガイドライン：過去の DR 実施日 容量市場マニュアル：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 属地一般送配電事業者の指示に基づく過去の DR 実施日 ・ 電力需給ひっ迫注意報・警報の発令期間中の DR 実施日（申し出があった場合のみ。注 4 参照） ・ 広域予備率低下に伴う供給力提供通知がされた日の DR 実施日（申し出があった場合のみ。注 4 参照） <p>ERAB ガイドライン：</p> <p>母数となる需要量に関するデータが 4 日分しかない場合には、当該 4 日間の平均値を 1 で算出された値とするものとする。また、4 日分に満たない場合には、4 日間となるよう、DR 実施日から過去 30 日以内の DR 実施日のうち、DR 実施時間帯の平均需要量が最も大きい日を算出対象に加え、当該 4 日間の平均値を 1 で算出された値とするものとする。</p> <p>容量市場マニュアル：</p>	<p>1. ベースラインは、本来関係者間で協議の上で定めるものですが、正確性・公平性・簡便性・事前性の観点から、本ガイドラインにおいて標準ベースラインを提示しているものであり、各市場におけるベースラインと必ずしも一致するものではありません。</p> <p>一方、各市場においてベースライン計算方法が定められている場合は、各市場のルールに基づいてベースラインを算定する必要があります。これを踏まえ、本ガイドライン第 1 章第 2 節「本ガイドラインの目的・範囲」に以下の記載があることから、今回提示した本ガイドライン改定案のとおりとします。</p> <p>「第 2 節 本ガイドラインの目的・範囲 2. 位置づけ 各市場における市場運営者と市場参入者間の取引全般に係るルール・要件等は、各々の要綱等によって定められる。 ERAB ガイドラインは、アグリゲーター等が事業を行う上で必要となる関係者間での契約や取り決めについて、民間同士の契約を締結するための指針という位置づけとなる。」</p> <p>2. DR イベント重複時に同一のベースライン提出が求められているところ、本件に関する方針提示は今後の課題として捉え、今後必要に応じて改定を検討していきます。</p>

DR 実施時間帯の平均需要量の最小日が複数ある場合、DR 実施日から最も遠い 1 日を除外した 4 日間の接続供給電力量を利用します。ただし 4 日分に満たない場合、DR 実施日から過去 30 日以内の DR 実施日のうち、DR 実施時間帯の平均需要量が最も大きい日を加えた 4 日間の接続供給電力量の平均値を算定した値とします。

それでもなお 4 日未満の場合は、平均需要量が総平均値の 25%未満の日から平均需要量が多い日から順に充当し、平均値が同じ日が複数ある場合は、発動日から最も近い日を対象としてください。

容量市場マニュアル : https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/files/250612_2025_gyomumannual_rikuwaia_meto_hatsudoushirei_r2.pdf

2. ERAB ガイドラインにおいては、類型 1 2 におけるベースラインや需要抑制計画の提出についても触れられていますが、一方で容量市場の実需給、実効性テスト、経済 DR ならびに需給調整市場における DR イベントが同時期に重複する可能性があります。これらそれぞれのイベントにおいて個別にベースラインを算定する必要があるため、同一コマに複数のベースライン・基準値が併存し、乖離が生じる恐れがあります。

しかしながら、最終的に需要抑制計画として提出できるベースラインは一つに限られることから、関係者間の混乱を避けるためにも、明確かつ一貫した指針を整理いただきたく存じます。例えば、需給調整市場の基準値、容量市場実需給のベースライン、実効性テストのベースライン、経済 DR のベースラインの順に優先順位を定め、最も優先度の高い基準値・ベースラインを採用するなどの方針が考えられます。

このようなルールを整備いただくことで、関係者間の混乱回避と一貫性のある運用が可能になると考えております。

<p>3</p>	<p>本件に際し、7つの項目について対策が必要と考えます。 以下に対策案を記載いたします。</p> <p>1. 虚偽の需要抑制報告への対策</p> <p>独立した第三者検証 スマートメーターや IoT 機器からの実測データを、アグリゲーター経由ではなく直接送配電事業者や第三者機関に送信する仕組み。</p> <p>自動データ連携の義務化 人手での報告ではなく、改ざんできないシステム経由での計測値提出。</p> <p>厳罰化 虚偽報告が発覚した場合のペナルティ（市場参入停止、罰金、事業免許剥奪）</p> <p>2. 過剰な需要抑制要求への対策</p> <p>契約範囲の明確化 契約書で「制御対象機器」「制御時間帯」「最大制御量」を明確に限定する。</p> <p>利用者側での制御権限 家庭や事業所のゲートウェイ機器で「これ以上は制御させない」という上限を設定できる機能を義務化。</p> <p>苦情窓口の設置 過剰制御を受けた場合の迅速な申立て手段を用意。</p> <p>3. 契約条件の不透明化への対策</p> <p>平易な説明義務 電気料金約款のように、消費者向けにわかりやすい要約版を必ず提示。</p> <p>事前確認制度 契約締結時に、消費者が「理解した」とチェックする項目を設ける。</p> <p>標準契約書モデル 国がモデル契約を定め、逸脱する場合は理由の説明を義務づける。</p>	<p>頂戴した御意見は今後の政策を検討する上で参考にさせていただきます。</p>
----------	--	--

4. 価格操作とインセンティブ搾取への対策

利益分配の透明化

報酬額の算定根拠を公開し、利用者に届く金額と市場取引額を照合可能にする。

監査義務

定期的に公認会計士や外部監査人によるチェックを受ける。

レベニューシェア比率の上限設定

アグリゲーターが取り分けられる上限を規定。

5. 市場操作への対策

市場監視委員会の強化

電力市場の価格変動を監視し、不自然な需給調整を行ったアグリゲーターに調査を実施。

市場操作禁止条項

アグリゲーターに「市場価格形成をゆがめる意図的な行為を禁止」する法的義務を課す。

多事業者による分散参加

一社に過度なシェアを持たせず、複数のアグリゲーターが競争する仕組みにする。

6. 消費者データ濫用への対策

データ利用目的の限定

契約時に「需要制御のためだけに使用」と明記。広告や販売への転用は禁止。

匿名化と暗号化

個人特定ができない形でしかデータを扱えないようにする。

違反時の制裁

個人情報保護法の範囲を超える罰則や、事業停止命令。

消費者のアクセス権

自分の電力データをいつでも閲覧・削除要求できる権利を付与。

7. アグリゲーターの選出方法に関わる対策

全国統一ガイドラインの策定

経産省や環境省が中心となり、全国共通の「アグリゲーター認定基準（必須要件＋加点要件）」を定める。

例

技術リソース（最低限必要な人員数・システム稼働率）

財務基盤（自己資本比率〇%以上など）

実績（過去の制御実績と顧客数）

スコアリング方式の導入

定性的な評価だけでなく、点数化による評価を基本とすることで恣意的な判断を減らす。

評価プロセスの公開

審査項目（技術力、財務健全性、実績、運営体制）と配点比率を公開。

外部有識者の参画

審査委員会に第三者（学識経験者・弁護士・消費者代表など）を加える。

落選理由のフィードバック制度

応募者に評価結果（スコアや不足点）を通知し、改善の機会を与える。

登録人数や地域バランスの明示

例 1 地域につき最低3社以上のアグリゲーターを登録による独占防止。

定期的な認定更新制度

2年ごとに更新審査を義務化。制御実績や利用者満足度が基準未達の場合は登録取消し。

透明なモニタリングと罰則

毎年の稼働率と制御実績を公表

不正行為や虚偽報告には登録取消と罰金などの措置を明文化

補助金や税制優遇の有無の透明化

	<p>アグリゲーターへの国や自治体からの補助金の有無。ある場合、補助金額や税制優遇がどの程度行われるかを明文化し、無料で無期限でオンライン上で国民が閲覧できる状態とする</p>	
4	<p>エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス（ERA ビジネス）は、再生可能エネルギーや分散型エネルギー資源を活用し、電力需給の安定化と脱炭素化を推進する重要な取り組みです。</p> <p>しかし、電力は生活必需のインフラであり、事業者の過度な利益追求や大手による市場独占が、消費者や中小事業者に不利益をもたらすリスクを危惧します。</p> <p>通信業界での経験（例：高額な料金体系、MNP の制限）から、インフラの営利化や不透明な契約が不信感を招くことを懸念しています。</p> <p>以下の3点をガイドラインに明記し、公共性と公平性を確保してください。</p> <p>1. プライスキャップ制や認可制の導入</p> <p>電力の公共性を守るため、アグリゲーターの手数料や電力市場の取引価格に上限を設定する「価格キャップ制」、および価格設定を経済産業省が認可する「認可制」を導入してください。</p> <p>例：需給調整市場の取引価格を消費者物価指数や再エネ発電コストに基づく上限に設定。</p> <p>英国の Ofgem の価格上限（Energy Price Cap）は、消費者保護と市場競争を両立させています（2023年：電気代年平均？1,900に抑制）。これにより、大手事業者の過剰な営利化（例：通信業界の高額オプション強制）を防ぎ、低所得層や地方住民の負担を軽減できます。</p> <p>2. 個人・中小事業者の参入促進と大手独占の防止</p> <p>個人や中小事業者の ERA ビジネス参加を促進するため、太陽光パネルや蓄電池の設置コスト補助（例：初期費用の50%補助、最大50万円）、オンライン申請の簡素化、標準契約テンプレートの提供をアグリゲーターに義務化してくだ</p>	<p>頂戴した御意見は今後の政策を検討する上で参考にさせていただきます。</p>

さい。また、電力市場の入札プロセスを簡素化（例：書類標準化、最低入札量の引き下げ）し、大手事業者の独占的契約（例：長期拘束契約）を禁止。ドイツの「Energiewende」では、個人向け補助で家庭の太陽光が電力の10%を占めます（2023年）。

通信業界の大手独占（市場シェア80%以上、2024年総務省データ）を教訓に、公平な競争環境を確保してください。

3. 消費者保護と情報透明性の強化、デジタルデバインドへの配慮

契約条件（報酬率、データ利用、解約条件）を平易な言葉で開示する義務をアグリゲーターに課してください（例：1ページの概要シート必須化）。高齢者や地方住民のデジタルデバインドを防ぐため、対面相談窓口や書面説明、無料のスマートメーター設置支援を義務化。オーストラリアでは対面支援で個人参入が20%増（2023年）。

また、SNSや地域イベントでERAビジネスの啓発キャンペーンを実施し、若年層や地方住民の理解を促進してください。通信業界の不透明な契約（例：不明確な解約金）から学び、消費者信頼を構築すべきです。

結論

電力インフラを大手事業者の利益追求の道具にしてはならず、公共性と消費者保護を最優先にすべきです。プライスカップ制、個人・中小事業者の参入促進、情報透明性とデジタルデバインド対策をガイドラインに明記することで、脱炭素化と電力安定供給を両立できます。経済産業省には、通信業界の課題（利益優先、不公平な契約）を繰り返さず、消費者目線のルールを構築するよう強く求めます。